

大山町告示第114号

町有財産（有価物）売払公告

町有財産（有価物）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年4月21日

大山町長 竹口 大紀

記

1 売払物件

No.	件名	物品所在地	入札に付する物品	概算重量 (kg)
1	有価物売払	西伯郡大山町岡 828 番地 (逢坂浄化センター)	鉄くず	32,175
2			ステンレス	6,524
3			銅線	1,500

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行(昭和22年政令第16号)令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 大山町暴力団排除条例(平成25年条例第14号)第2条に該当しない者、及び大山町の契約等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成25年告示第136号)第2条に該当しない者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 町が定める有価物売払い応募要領の内容を承諾、順守することができる者

3 一般競争入札参加申請書の申込み

一般競争入札に参加を希望する者は、町有財産一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

(1) 提出場所

大山町役場 本庁舎 1階 水道課 (鳥取県西伯郡大山町御来屋 328番地)

(2) 提出期間

令和8年4月21日(火) から 令和8年5月18日(月) まで
(土日祝日は除く) 午前9時00分 から 午後5時00分まで

(3) 提出方法

郵送または持参

受付後に、町有財産一般競争入札参加受付書を町より交付する。

郵送の場合は、令和8年5月18日(月) 午後5時00分までに必着とする。

4 入札参加者の決定

入札参加申請者の資格審査を行ったのち、入札参加者を決定する。

審査結果は、令和8年5月20日（水）に郵送により通知し、入札参加資格者には入札通知書を同封する。

5 入札物品の公開日時・場所

(1) 日時 令和8年5月8日（金） 午前9時00分～午前11時00分

(2) 場所 逢坂浄化センター（鳥取県西伯郡大山町岡 828 番地）

※事前に大山町役場水道課（0859-54-5204）へ必ず連絡すること。

6 入札及び開札の場所・日時

(1) 入札書の提出期限

令和8年5月28日（木）午後5時00分まで

(2) 開札時刻

令和8年5月29日（金）午前9時00分 開札予定

(3) 入札書の提出方法

郵送または持参による。

郵送の場合は、令和8年5月28日（木）午後5時00分までに必着とする。

(4) 場所

大山町役場 本庁舎1階 水道課（〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地）

7 予定価格（最低入札価格）

1,208,972 円

8 入札の方法

(1) 物品ごとの概算重量に対し、1kgあたりの入札単価を乗じて得た各物品の概算金額の総価をもって入札に付し、予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 入札金額については、納入場所からの搬出や運搬費用等、当該調達案件に要する一切の費用を含めた額とすること。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した単価金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札となるべき金額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

9 入札結果の公表

入札結果は、次の事項について大山町ホームページにて公表するものとする。但し、個人名については除く。

落札者名、落札金額、入札参加者名

10 入札保証金

免除する。

11 入札の無効

一般競争入札に参加することができない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 契約内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 契約種類 | 物品売払契約 |
| (2) 契約保証金 | 免除 |
| (3) 引渡期間 | 令和8年6月4日（木）から 令和8年6月23日（火）まで |
| (4) 代金の納入 | 売買代金は、物品ごとの1kgあたりの落札単価（消費税含む）に、計測した重量を乗じて算出した金額とする。なお、重量の計測は落札者が行うこととし、落札者は計量伝票等の計測した重量を証明できる資料を町に提出すること。落札者は当該重量により算出した代金を、町が発行する納入通知書により、町が指定する日(売買契約締結の日から30日以内)までに納付するものとする。 |

13 契約不履行

売買契約を締結した者が、町が指定する日までに売買代金を納付しないときは、その売買契約は無効とする。

(別紙)

地方自治法施行令（抄）

(一般競争入札参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

大山町暴力団排除条例（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団員をいう。
- (4) 町民等 町民(町内に居住し、通学し、通勤し、若しくは滞在する者又は町内を通過する者をいう。)及び事業者(事業活動(非営利のものを含む。)を行う法人その他の団体及び個人をいう。第5条第4項において同じ。)をいう。

大山町の契約等からの暴力団等の排除に関する要綱（抄）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 町が、一般競争入札、指名競争入札その他の方法により発注する次に掲げる契約をいう。

ア 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)の請負契約

イ 建設工事の設計、調査又は測量等業務(測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント業務をいう。)に係る委託契約

ウ 製造の請負、設備の保守、清掃、警備、電算システムの開発その他の役務の提供又は物件の納入に係る委託契約

エ 物品の購入又は借入に係る契約

オ 公有財産の貸付け又は売払いに係る契約

カ その他町が当事者となって行う契約

(2) 行政事務対象者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 一般競争入札及び指名競争入札への参加を希望する法人等

イ 随意契約の相手方として選定する法人等

ウ その他町の契約等の相手方となる法人等又はその可能性があると思われる法人等

(3) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(4) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人にあっては、役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他業務を統括するなど事実上事業者の営業に参加していると認められる者(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称、肩書を有する者であるかを問わず、これらの者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他経営に実質的に関与している者

ウ 個人にあっては、その者

(5) 暴力団等 条例第2条第1号に掲げる暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団。以下「暴力団」という。)、条例第2条第2号に掲げる暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員。以下「暴力団員」という。))のほか、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(6) 不当介入 暴力団等が、契約等の履行に際して行政事務対象者に対して行う各種要求について、事実関係、社会通念等に照らして当該要求に応ずべき合理的な理由が認められないにもかかわらず、不当な手段(暴力、脅迫、その他社会的常識を逸脱した手段をいう。)により、違法又は不適正な行為を要求し、又は適正な契約等の履行の障害となる行為をすることをいう。